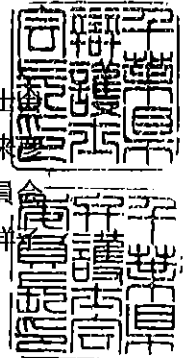


令和7年10月3日

千葉県知事 殿

(参考送付) こども家庭庁 御中

千葉県弁護士
会長 金城未来
子どもの権利委員会
委員長 西田祥



児童相談所職員の労働環境を改善し、保護された児童の権利・

自由を守るよう求める要請書

1 児童相談所職員の極めて過酷な労働環境

千葉県の児童相談所職員は、極めて過酷な労働環境に置かれています。

令和6年10月3日に行われた千葉県議会・総務防災常任委員会の議事録（網中肇委員発言）によれば、令和5年度における千葉県所管の児童相談所に勤務する児童福祉関連職の精神疾患を理由とする1か月以上の長期療養者の人数は、510名中40名、割合にして7.8%にもものぼるとされています。また、令和5年6月28日に行われた千葉県議会・定例会の議事録（網中肇委員発言）によれば、令和4年度においても精神疾患による1か月以上の長期療養者は合計40名に達し、職種別の割合では児童福祉司のうちの12.3%、児童指導員のうちの8.5%、保育士のうちの7%、児童心理司のうちの6%が長期療養中であるとされておりま

す。このような高い休職率は、以下のような過酷な労働実態が一因となっているものと考えられます。

第一に、職員の休憩時間が確保されていない実態が明らかになっています。千葉県が令和7年3月に実施した調査によれば、昼休憩を完全に取得できた職員は平均で64.9%、夜間勤務中の休憩では80.3%となっています。とりわけ柏児童相談所の状況は深刻で、昼休憩の取得率は25.5%、夜間勤務中の休憩取得率は30.6%に留まっています。

休憩とされている夜間勤務中の仮眠時間についても、休憩とは名ばかりの状況でした。市川児童相談所の元職員が提訴した裁判（千葉地裁令和7年3月26日判決）では、児童が就寝する部屋の前の廊下で布団を敷いて仮眠を取るよう指示されていたとの事実が認定されており、休憩時間中であっても児童たちを見守るために、常に緊張を強いられるという勤務実態が浮き彫りになっています。

第二に、一時保護所の深刻な定員超過です。千葉県が所管する児童相談所の一時保護所における平均入所率（定員数に占める入所児童数の割合）は、令和3年度が117.9%、

令和4年度が125.0%、令和5年度が111.4%と、恒常的に100%を超過しています。特に、令和4年度の平均入所率125.0%という数値は、全国の都道府県で最も高いものです。同年度の市川、柏、東上総の各児童相談所に至っては、平均入所率がいずれも160%を超えるという異常なものでした。このことは、職員において、慢性的に定員を超える人数の児童を見なければならない状況にあることを意味しています。

これらの過酷な労働環境が、多くの職員を精神的な不調や離職に追い込んでいることは想像に難くありません。

2 過酷な労働環境がもたらす児童の権利侵害

1で述べた労働環境は、職員の心身を疲弊させるだけでなく、保護された児童の権利や自由に深刻な影響を及ぼします。

休職者や離職者が後を絶たず、職員一人あたりが対応する児童数が増加すれば、職員は、児童一人ひとりの声に耳を傾け、その心に寄り添うといった「支援者」としての役割を十分に果たすことができず、集団の安全を維持するための「管理者」とならざるを得ません。児童同士のトラブルや自傷行為などのリスクを回避するため、規則は厳格化し、児童たちの行動を過度に制限することにも繋がります。これでは、心に傷を負った児童たちが必要とする個別のケアや治療的な関わりを提供することは困難です。

職員の労働環境を改善し、その定着を図ることは、保護された児童一人ひとりの権利と尊厳を守ることに直結するのです。

3 断ち切るべき負のスパイラル

この問題は、放置すれば事態がさらに悪化する「負のスパイラル」の構造を呈しています。職員が疲弊し、離職・休職者が増加すれば、さらなる職員不足が生じます。その結果、残された職員一人ひとりの負担は増大し、児童に対する丁寧なアセスメントや家庭への支援はますます困難になります。そのことが児童の在所日数の長期化や入所率の更なる悪化を招き、これがまた職員への一層の負担となって返ってくるのです。

この悪循環を断ち切るためには、単なる職員の増員だけでなく、職員が専門職としての知識を持ち、安心して働き続けられる労働環境へと抜本的に改善することが急務です。具体的には、①職員を増員し、適切な人員配置を行うことに加え、②職員に対し、十分な研修を実施すること、③職員の休憩時間を確実に確保すること、④日中、夜間に限らず、職員が業務から完全に解放された状況で休憩をとることができるような環境を整えること、等が少なくとも必要と考えられます。

4 千葉県こどもを虐待から守る基本計画について

千葉県は、令和2年度以降、児童相談所の強化に向けた取組として、令和4年度までに児童相談所職員を260名程度増員することを掲げておりました。しかし、実際には、増員数は225名にとどまっており（「千葉県こどもを虐待から守る基本計画の見直しについて（令和7年6月）」）、期限までにはこの目標は達成出来ませんでした。また、基本計画策定後も、既に1で記載したとおり、依然として長期療養者の割合は高く、休憩時間も確保で

きていないという状況が継続しております。職員を増員しようとしても、③、④のとおり労働環境を抜本的に改善しなければ、応募も増えず、また、採用された職員も定着しないこととなります。この観点から、基本計画の取り組みでは、未だに不十分であり、少なくとも、まずは、労働基準法上の要請でもある③、④についての改善が行われるべきです。

5 結語

よって、当会は、千葉県に対し、未来を担う子どもたちの権利と福祉を守るという本来の役割を児童相談所が十全に果たせるよう、職員の労働環境の抜本的な改善、そして、職員の大幅な増員を断行することを、強く要請します。

以上

